

西置賜行政組合養護老人ホームおいたま荘指定管理者募集要項

西置賜行政組合養護老人ホームおいたま荘の効率的・効果的な管理運営を図るため、西置賜行政組合公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成30年組合西置賜行政組合条例第2号）及び西置賜行政組合養護老人ホーム設置及び管理条例（平成30年西置賜行政組合条例第3号）並びにこの要項により指定管理者を募集します。

1 施設の概要

- (1) 施設の名称 西置賜行政組合養護老人ホームおいたま荘
- (2) 所在地 長井市今泉1857番地の6
- (3) 施設の概要 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条3項の規定に基づく養護老人ホーム
 - ① 敷地面積 13,593.75㎡
 - ② 延床面積 3,477.76㎡
 - ③ 平面図 [別紙1]のとおり
 - ④ 建物設備の状況 [別紙1-1]のとおり
 - ⑤ 入所定員 100名

2 管理の基準

- (1) 開荘期間 1年間
- (2) 開荘時間 24時間（休荘日なし）

3 指定管理者の業務の範囲

西置賜行政組合養護老人ホームおいたま荘運營業務仕様書〔別紙2〕のとおりとします。

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間。

ただし、管理を継続することが適当でないとき、指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずるものとします。

なお、期間中に大規模改修工事等が発生した場合は、臨時休荘期間の業務について別途協議するものとします。

5 指定管理料に関する事項

指定期間（5か年）の指定管理料の上限額は、5年間で890,240千円（消費税及び地方消費税含む。）とし、現施設の管理運営に必要な経費の支払いとします。その他、以下の事項にご留意ください。

(1) 指定管理料の支払い方法

西置賜行政組合は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに指定管理料を支払うものとし、支払時期や支払方法は指定管理者と西置賜行政組合が協議のうえ年度協定において定めるものとしします。

(2) 指定管理料に含まれる経費

人件費（給料・賃金、手当、法定福利費等）、事業費（おいたま荘事業に伴う経費）、維持管理費（水道光熱費、燃料費、修繕費等）、事務費（消耗品費、業務委託費、研修研究費等）、消費税、一般管理費（指定管理者の自主事業に係る経費は含まれません。）

6 応募資格

法人又は団体（以下「団体」という。）で、山形県内に主たる事務所を有し、特別養護老人ホームを運営している社会福祉法人、又は山形県内に社会福祉法人を設立し、特別養護老人ホームを運営しようとする団体（以下「団体等」という。）とします。

なお、以下に示す条件をすべて満たすことが必要です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 西置賜行政組合及び長井市、小国町、白鷹町、飯豊町から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 法人市民税、法人町民税、消費税等の滞納がないこと。
- (4) 地方自治法第92条の2、第142条、第166条及び第180条の5に該当しないこと。
- (5) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。
- (6) 業務に必要な資格を有すること。（ただし、有資格の業務について、委託を考えている場合を除く。）
- (7) 法人又は団体等の代表者（法人の場合は、役員（非常勤を含む。）、支配人及び営業所の代表者をいい、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）又は職員が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

- ② 暴力団員等が団体等の事業を支配する者
- ③ 暴力団員等を団体等の業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用のおそれがある者
- ④ 団体等、自己又は第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている者
- ⑤ 暴力団員等に対し資金を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- ⑥ 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑦ 暴力団員等であることを知りながら、これを不当に利用している者
- (8) 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全的な財務能力を有する者
- (9) 地方自治法第244条の2第11項の規定により過去に指定の取り消しを受けていないこと。

7 募集要項の配布等

(1) 配布方法

- ① 配布期間：令和6年7月2日（火）から7月31日（水）までの平日
- ② 配布時間：午前9時から午後5時まで
- ③ 配布場所：西置賜行政組合事務局
長井市平山4460 西置賜行政組合消防本部2階
(西置賜行政組合ホームページからもダウンロード可能です。)

(2) 配布資料

- ① 募集要項及び仕様書
- ② 施設平面図
- ③ 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- ④ 養護老人ホームおいたま荘の指定管理の指定申請に係る申立書
(別記様式1)
- ⑤ 事業計画書（様式1）
- ⑥ 収支予算書（様式2）
- ⑦ 公募説明会申込書（様式A）
- ⑧ 公募に関する質問書（様式B）
- ⑨ 西置賜行政組合公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成30年西置賜行政組合条例第2号）
- ⑩ 西置賜行政組合公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成30年西置賜行政組合規則第4号）

8 公募説明会の開催

- (1) 開催日時 令和6年7月24日（水）午後1時30分

- (2) 開催場所 養護老人ホームおいたま荘 1階会議室
- (3) 内 容 応募方法、提出書類、指定管理業務内容との説明、養護老人ホームおいたま荘の施設見学
- (4) 参加申込 参加を希望される場合は、公募説明会申込書（様式A）により、令和6年7月17日（水）まで、電子メールにてお申し込みください。
なお、本説明会では募集要項等の配布は致しませんので、必要な書類は当日ご持参ください。

9 質問の受付・回答

- (1) 受付期間 令和6年7月2日（火）から7月26日（金）午後5時まで
- (2) 受付方法 公募に関する質問書（様式B）に必要事項を記載のうえ、持参又は電子メールにて送付してください。なお、電話又は口頭による質問は受け付けません。
- (3) 回答方法 回答は令和6年7月31日（水）まで文書にて行います。

10 申請書の提出等

- (1) 申請書類の提出締切と提出方法
西置賜行政組合事務局へ持参又は郵送してください。なお、郵送の場合は一般書留（郵便物の引受から配達までの送達過程を記録）とし、令和6年8月20日（火）午後5時必着とします。
- (2) 申請書類
〔別紙3〕のとおり

11 公募に係るスケジュール

- (1) 募集要項の配布 令和6年7月2日（火）から7月31日（水）まで
- (2) 公募説明会申込 令和6年7月2日（火）から7月17日（水）まで
- (3) 公 募 説 明 会 令和6年7月24日（水）
- (4) 応募に関する質問の受付 令和6年7月2日（火）から7月26日（金）まで
- (5) 応募に関する質問の回答 令和6年7月31日（水）
- (6) 申請書類の受付 令和6年7月25日（木）から8月20日（火）まで
- (7) 面接（プレゼンテーション） 令和6年8月28日（水）予定
- (8) 選考結果の通知 令和6年9月上旬予定
- (9) 指定管理者の指定 令和6年10月下旬予定（議会の議決）
- (10) 協 定 の 締 結 令和6年10月下旬予定

12 選定基準及び選定方法

(1) 選定基準

西置賜行政組合公の施設に係る指定管理の指定の手續等に関する条例（平成30年西置賜行政組合条例第2号）第4条に規定する基準に基づきます。

(2) 選定方法

指定管理者の募集及び選定は、提案式公募（プロポーザル方式）により行います。

指定管理者の候補者は、提出書類の審査及びプレゼンテーションにより、西置賜行政組合指定管理者候補選定委員会において選定します。日程等の詳細は、申請者に別途通知します。

なお、選定委員会は非公開としています。

また、プレゼンテーションは、提出書類の内容により説明することとし、資料の差し替えや追加は認めません。プレゼンテーションに係る機器については、大型モニター（HDMIケーブル対応）のみ西置賜行政組合が準備します。パソコン等は各自準備してください。

(3) 候補者選定の結果通知等

選定の結果は、令和6年9月上旬に申請者全員に対して、郵送にてお知らせします。

また、指定管理者候補者に選定された場合、提出内容の概要版（様式は任意、A3版片面2枚以内）を作成のうえ、提出していただきます。

提出は書面及び電子データとし、電子データは、マイクロソフト・ワード、エクセル、パワーポイントで閲覧可能な形式又は、PDF形式により、CD-ROMに保存したうえで提出するものとします。なお、この概要版は、選定委員会における審査結果とともに、西置賜行政組合ホームページで公表しますのでご注意ください。

13 指定管理者の指定等

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、地方自治法の規定により、令和6年西置賜行政組合議会10月定例会の議決を経て決定となります。

なお、西置賜行政組合議会が議決しなかった場合又は、否決した場合において、応募者が養護老人ホームおいたま荘の指定管理業務を実施するために支出した費用は一切補償しませんのでご了解ください。

(2) 協定の締結

西置賜行政組合と指定管理者は、協議のうえ、養護老人ホームおいたま荘の管理運営に関する基本協定を締結します。

14 注意事項等

- (1) 提出書類に不備がある場合は、受理しません。
- (2) 必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。
- (3) 提出された書類は、返却しません。
- (4) 申請に関し必要な費用は、すべて申請者の負担とします。

15 提出先及びお問い合わせ先

西置賜行政組合事務局

〒993-0042 山形県長井市平山4460番地

TEL：0238-88-4336

メールアドレス jimukyoku@west-fire.jp

(電話受付時間：平日午前9時から午後5時まで)